

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月2日
【事業年度】	第51期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	日東工器株式会社
【英訳名】	NITTO KOHKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 準二
【本店の所在の場所】	東京都大田区仲池上二丁目9番4号
【電話番号】	03(3755)1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 小田原 和雄
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区仲池上二丁目9番4号
【電話番号】	03(3755)1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 小田原 和雄
【縦覧に供する場所】	日東工器株式会社 大阪支店 （大阪市東成区深江北二丁目10番10号） 日東工器株式会社 名古屋支店 （名古屋市瑞穂区田辺通り一丁目3番） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出した第51期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(10)省略

(訂正後)

(1)～(10)省略

##### (11) 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

##### (12) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

###### ① 自己株式の取得

機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

###### ② 中間配当

株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

##### (13) 株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。